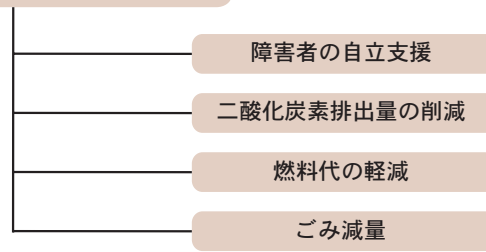


廃食油

今年度から市内全域での取り組みとなった「廃食油回収、バイオ・ディーゼル燃料（BDF）推進事業」は、市民皆さんの協力と公衆衛生組合連合会、はんとく苑、大型店舗、道の駅などとの協働事業として実施しています。その取組状況をお知らせします。



廃食油回収・BDF燃料車両10台走行



■家庭用廃食油の回収量（単位：kg）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
公民館 など	西地区	50	—	—	156	—	—	184	—	—	273	663
	東地区	—	28	—	—	162	—	—	108	—	—	298
	南地区	—	—	147	—	—	—	192	—	327	—	666
道の駅など	170	130	74	117	258	356	216	109	225	158	1,813	
大型店舗	68	103	115	82	58	128	78	86	166	80	964	
計	288	261	336	355	478	676	478	303	718	511	4,404	

【公民館など】〔西地区〕迫、南方〔東地区〕東和、中田、石越〔南地区〕登米、豊里、米山、津山
 【道の駅など】9地区物産館、はんとく給油所【大型店舗】ウジエスーパー各店、ロックシティ佐沼店

■事業用廃食油の回収量（単位：kg）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
公共施設	1,512	1,632	872	1,624	700	824	1,070	1,182	1,238	432	11,086
民間事業所	1,886	3,979	4,052	3,613	4,563	3,718	3,819	2,984	3,756	4,626	36,996

■BDF使用量（単位：kg）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
公用車・事業所・はんとく苑	2,031	3,894	5,067	4,959	7,716	6,049	6,197	5,281	2,791	2,315	46,300

■協働効果

地区公衆衛生組合がチラシ配布や回収の立ち会いなどをボランティアで行っているほか、道の駅、大型店舗などの厚意で、毎月1回の店頭回収に協力をいただいています。BDFを使用する市民バスなどには、佐沼高美術部の生徒がデザインした看板を貼っています。また、上沼高文化祭では生徒が自主的に廃食油の回収を行ったり、南方中では生徒が障害者と一緒に行き、BDF製造を体験したりして、多くの市民の理解と協力のもとで実施しています。

■経済効果

市は燃料代が軽減され（軽油とBDFの差額）、市民も油を捨てるのに凝固剤を買わずに済むなど、市・市民・はんとく苑が共に有益となっている事業です。

■温暖化防止効果

現状で推移すると、来年度に製造されるBDFは約50,000kgになると見込まれます。BDFと軽油は燃費がほぼ同じで、BDFへの切り替えによって軽油の量を年間50,000kg減らせることになり、削減される二酸化炭素は年間約131トンとなります。年間131トンの二酸化炭素を吸収させるためには約20%の森林が必要ですので、地球温暖化対策という意味では20%の植林と同じ効果があるといえます。



◎リサイクルステーションに出された資源ごみの持ち去りはできません

スチール・アルミ缶、新聞、雑誌、段ボールなどリサイクルステーションに出されたものを、市が委託した収集業者が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が確認されています。人目効果があると思いますので、資源ごみを出す場合は、収集日の朝7時～8時の時間帯に出すようにしてください。また、集団回収をしている人も、リサイクルステーションから資源を持っていくことはできませんので、リサイクルステーションとは別の場所で見積りなどの工夫をお願いします。

◎集積所ごみ・リサイクルステーションの資源ごみを火災から守ろう

ごみ集積所に出されたごみや、リサイクルステーションに出された資源ごみへの放火（疑い含む）が起きています。その内容を見ると、収集日の前日に出したものに何かが深夜に放火（疑い含む）しているようです。貴重な資源ごみを火災から守るためにも、ごみ・資源ごみを出す場合は、収集日の朝7時～8時の時間帯に出すようにしてください。

【問い合わせ】 環境事業所環境管理課 ☎ 0220(58)2064

消防団員募集 ～あなたも入団しませんか？入団をお待ちしています！

消防団とは

- ①消防団員は、特別職の地方公務員です。
- ②火災や大規模な災害が発生したときに、住民皆さんに最も身近で地域に密着した消防機関として、火災防御活動などに従事します。
- ③地域においては、自主防災組織や住民皆さんの防火・防災における良きリーダー的な立場にあります。

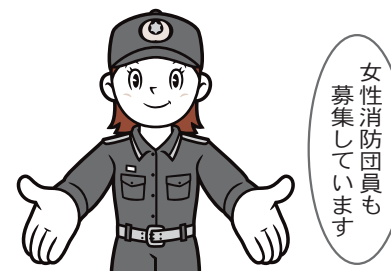
消防団に入団するには

- ①市内に居住または勤務していること。
- ②年齢が18歳以上であること。
- ③志操堅固で身体強健であること。

消防団の処遇は

- ①手当の支給：災害や訓練などに出勤し活動した場合は、これらに要した実費として出動手当などが支給されます。
- ②公務災害補償制度：消防団活動により死亡したり、病気または負傷したりした場合は、本人や遺族に対しての補償があります。
- ③表彰制度：団員の士気の高揚とその労苦に報いるため、表彰制度が設けられています。
- ④制服などを貸与します。

【問い合わせ】 消防本部警防課 消防団係 ☎ 0220(22)6390



募集